

事業報告の附属明細書

社会福祉法第 59 条第 1 号に基づき報告する平成 30 年度事業報告の附属明細書については、事業報告の内容を補足する重要な事項がないため作成していません。

令和元年 5 月 27 日

社会福祉法人つつじの福祉会

理事長 大山 守 (印)